

しあわせ運ぶ妊活応援事業 Q & A

改：令和7年7月14日

1 助成の対象となる治療費用の範囲は？

【回答】 保険適用の生殖補助医療の治療分で、採卵準備のための投薬や注射、採卵、胚移植の処置費などです。また、治療期間内の保険適用と併用した先進医療も助成の対象となります。

2 県外の医療機関で治療を受けたのですが、対象になりますか？

【回答】 県内の医療機関と同様に対象になります。

3 助成の対象は、子どものいない夫婦だけですか？

【回答】 子どもの数に関係なく、不妊治療を受けている方が対象となります。

4 ①治療の途中で、同一年度内に市町の区域を越えて住所が変わった場合、助成金の申請はどこにすればいいですか？

②単身赴任等で夫と妻の住所が異なる場合は、どちらで申請できますか？

【回答】 ①については、申請日において、住所を有する市（下関市のみ）又は住所地の市町を管轄する県健康福祉センターに申請してください。②については、山口県内に住所を有し、医療機関から医療費の請求を受けた方が申請してください。

①②ともに、下関市又は県健康福祉センターに重複して申請されないことがないよう、注意してください。

5 採卵をしたが卵が取れなかった、体調不良で胚移植をする前に治療が中止となった場合等も申請できますか。

【回答】 保険適用の生殖補助医療として開始した治療であれば、上記の場合も「治療区分D」で申請することができます。

6 申請のタイミングはいつでしょうか。B（胚凍結）とC（凍結胚移植）をまとめて申請するのでしょうか。

【回答】 治療区分（A～D）毎に申請していただくようになります。提出期限は各治療区分（A～D）の治療が終了した日の翌月末が〆切になります。間に合わない場合は、早急に住所地を管轄する下関市又は県健康福祉センターへご連絡ください。なお、申請書の治療方法欄に入る☑は1枚につき1つとなります。

例) 胚凍結：申請区分B（4月9日～4月30日） →申請期限：5月31日

凍結胚移植：申請区分C（5月7日～6月4日） →申請期限：7月31日

6—1 B（胚凍結）の区分の場合、どこまでが治療期間ですか。

【回答】原則として、胚凍結を実施した日までです。明細書に胚凍結保存管理料が算定されていれば、その日までとなります。

6—2 C（胚移植）の区分の場合、どこまでが治療期間ですか。

【回答】原則として、胚移植後の妊娠判定日までです。ただし、妊娠判定の検査が保険適用外の場合は、妊娠判定の検査は助成対象外で、保険適用分のみが対象となります。

7 男性不妊治療のみの申請は認められますか？

【回答】保険適用の生殖補助医療の治療分であれば、助成の対象となります。

8 先進医療のみの申請は認められますか？

【回答】認められません。生殖補助医療と先進医療と一緒に申請してください。

9 提出期限が短いのですが、受診等証明書の用意ができません。どうしたらよいですか？

【回答】医療機関発行の領収書及び医療費明細書（原本）があれば、受診等証明書を用意いただく必要はありません。領収書及び医療費明細書の原本は申請手続き後、確認の押印をしたうえでお返しします。領収書及び診療明細書の提出ができない場合のみ、受診等証明書の提出が必要となります。提出期限に間に合わない場合は、早急に住所地を管轄する下関市又は県健康福祉センターへご相談ください。

10 高額療養費や付加給付金（附加給付金）が給与される予定ですが、申請額はどのようにしたらよいですか？

【回答】該当月の総医療費から高額療養費や付加給付金（附加給付金）の給付額を引いた額と生殖補助医療にかかった費用を比較して、少ない金額が申請額となります。申請額の計算に苦慮される場合は、提出先に11の資料を揃えてご持参ください。また、高額療養費や付加給付金（附加給付金）の額が決定するまでに申請期限が過ぎる場合は、早急に住所地を管轄する下関市又は県健康福祉センターへご連絡ください。

11 高額療養費や付加給付金（附加給付金）が給付された場合、申請の際にどのような資料が必要でしょうか？

【回答】高額療養費や付加給付金（附加給付金）給付額のわかる書類（給付決定通知書等）及び給付対象月の生殖補助医療を含むすべての医療費負担額がわかる書類（給付決定通知書又は医療機関発行の領収書、マイナポータルの医療費負担額が分かるページ等）の提出が必要です。

12 院外薬局で支払った薬代は対象となりますか。

【回答】対象となりません。ただし、生殖補助医療機関に支払った薬代は対象となります。